

# 平成22年度 第1回 帯広市情報審査会

平成22年9月7日(火)

午後2時30分～

帯広市役所 議会棟3階 全員協議会室

## < 次 第 >

### 議 事 日 程

1. 会長選出
2. 会長職務代理者の指名
3. 平成21年度情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況について
4. その他

## I 平成21年度情報公開制度及び個人情報保護制度の利用状況

### 1 平成21年度情報公開制度利用状況

- (1) 請求件数 58件（うち1件取り下げ）
- (2) 決定内訳 全部開示16件、一部開示35件、非開示6件（うち不存在5件）
- (3) 実施機関別請求件数

市長	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会	消防長	公営企業管理者	議会
50	5	0	0	0	0	0	0	2	1

- (4) 請求者数 20（うち個人15（市内15、市外0）、法人5（市内1、市外4））
- (5) 不服申立て件数 0件

### 2 平成21年度個人情報保護制度利用状況

- (1) 請求件数 11件（うち1件取り下げ）
- (2) 決定内訳 全部開示4件、一部開示5件、非開示1件（うち不存在1件）
- (3) 実施機関別請求件数

市長	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会	消防長	公営企業管理者	議会
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (4) 請求者数 7（市内7）
- (5) 不服申立て件数 0件
- (6) 訂正請求件数 0件

## II (年度別) 情報公開制度利用状況

## 1 請求件数(※注1)

(単位:件)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
市長		※27	※11	17	24	21	40	49	86	50
教育委員会		※22	※7		13	27	6	9	16	5
選挙管理委員会								1	1	
公平委員会			※3							
監査委員										
農業委員会										
固定資産評価審査委員会										
消防長		※1							5	
公営企業管理者						2	3	13	4	2
議会			※1	2	1	2	3	1	4	1
合計	※51	※37	※20	19	38	52	52	73	116	58
取り下げ						2	1	4	1	1

## 2 請求者数

(単位:人)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
個人	23	15	10	6	16	29	18	14	16	15
市内	21	11	5	4	11	21	11	12	12	15
市外	2	4	5	2	5	8	7	2	4	
法人(団体)	7	8	5	5	8	6	7	10	10	5
市内	7	5	2	2	2	4	2	2	3	1
市外		3	3	3	6	2	5	8	7	4
合計	30	23	15	11	24	35	25	24	26	20

## 3 開示請求に対する決定内容(※注2)

(単位:件)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
開示	39	29	20	15	23	33	19	21	68	16
一部開示	7	7	5	0	14	14	26	35	37	35
個人情報	※6	※6	※3		10	5	19	32	36	28
その他	※1	※3	※2		4	9	7	3	1	7
非開示	5	11	4	4	1	3	6	13	10	6
個人情報	※1	※2		1						
不存在	※4	※8	※4	3	1	3	4	11	9	5
その他	※1	※1					2	2	1	1
合計	51	47	29	19	38	50	51	69	115	57
(開示率)	(97.9%)	(92.3%)	(100.0%)	(93.8%)	(100.0%)	(100.0%)	(95.7%)	(96.6%)	(99.1%)	(98.1%)

※ 開示率 = (開示件数 + 一部開示件数) ÷ (合計決定件数 - 不存在件数) × 100

## 4 決定に要した期間

(単位:件、日)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
1～3日	20	11	7	4	5	11	7	7	3	6
4～9日	17	14	6	9	10	21	9	12	16	16
10日以上	14	12	7	6	23	18	35	50	96	35
合計	51	37	20	19	38	50	51	69	115	57
(平均日数)	(6.2)	(7.1)	(9.1)	(7.7)	(10.4)	(8.1)	(12.6)	(12.4)	(16.8)	(10.3)

## 5 不服申立て

なし

H14年度以前は、現在と件数の集計方法が異なり、請求件数と決定件数が一致しない場合がある。

※注1：請求件数 H15年度以後は、実施機関別件数をベースに集計することとした。

※注2：開示請求に対する決定内容 H15年度以後は、複数の理由(内訳)がある場合でも、代表的なもの(1つ)のみを集計することとした。

## Ⅲ (年度別) 個人情報保護制度利用状況

## 1 開示請求件数 (H8～H12年度までは請求なし)

(単位:件)

年度	H8-H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
市長		2	2	2	2		6	5	5	11
教育委員会		1		2	2		4	2	1	
選挙管理委員会										
公平委員会										
監査委員										
農業委員会										
固定資産評価審査委員会										
消防長			1			2		1		
公営企業管理者							1			
議会										
合計		3	3	4	4	2	11	8	6	11
取り下げ								1		1

## 2 開示請求者数

(単位:人)

年度	H8-H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
本人		1	3	2	2	1	4	4	4	7
	市内	1	3	2	2	1	4	4	3	7
	市外								1	
法定代理人 (未成年者)		1	0	2	1	1	7	2	1	0
	市内	1		2	1	1	7	2	1	
	市外									
法定代理人 (成年被後見人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市内									
	市外									
合計		2	3	4	3	1	11	6	5	7

本人・法定代理人が同一人のため、1人となる。

## 3 開示請求に対する決定内容

(単位:件)

年度	H8-H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
開示		2	1	4	3	0	6	4	4	4
一部開示		0	1	0	1	2	5	2	0	5
	他の個人情報 その他			1		1	5	2		5
非開示		1	1	0	0	0	0	1	2	1
	他の個人情報			1						
	不存在 その他		1					1	2	1
(開示率)		3	3	4	4	2	11	7	6	10
		(100.0%)	(66.7%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

※ 開示率 = (開示件数 + 一部開示件数) ÷ (合計決定件数 - 不存在件数) × 100

4 不服申立て           なし

5 訂正請求               なし

IV 平成21年度公文書開示請求内容一覧（情報公開）

資料 4

No.	受付日	決定日	決定期間 (日)	請求者 区分	請求者 住所区 分	公文書の名称又は内容		決定の 内容(非開 示等の理 由)	非開示部分 の概要	費用 (円)	実施機 関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
1	H21. 4. 8 H21. 4. 17	H21. 4. 17	10	個人	市内	2008年8月1日から2008年10月31日までに出した首長（帯広市長）交際費に関する支出金調書、現金出納簿またはこれに類する文書	2008年8月1日から2008年10月31日までに出した帯広市長の交際費に関する支出金調書、現金出納簿	一部開示 (個人情報 7条①)	個人の印影	840	市長	政策推進 部秘書課	
2	H21. 4. 8 H21. 4. 17	H21. 4. 17	10	個人	市内	2008年8月1日から2008年10月31日までに入札が行われた、A4コピー用紙の購入契約について、予定価格と入札価格、落札価格のわかるもの。（総務課入札分）	2008年8月1日から2008年10月31日までの間に入札が行われた、A4コピー用紙の購入契約についての入札結果一覧表及び予定価格決定書	一部開示 (事務事業 執行情報 7条⑤)	予定価格決 定書	10	市長	総務部総 務課	
3	H21. 4. 8 H21. 4. 21	H21. 4. 21	14	法人	市外	平成21年1月1日から平成21年3月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件（※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位地図・給排水計画図。 ※変更許可も含む ※※参考資料参照 『個人情報（個人名・印影など）を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	平成21年1月1日から平成21年3月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件（※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く）を対象とする、開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位地図・給排水計画図。 ※変更許可も含む ※※参考資料参照	非開示(不 存在)			市長	都市建設 部都市計 画課	
4	H21. 4. 16 H21. 4. 17	H21. 4. 17	2	法人	市外	町内会長名簿	町内会長名簿	一部開示 (個人情報 7条①)	町内会長名	120	市長	市民活動 部市民活 動推進課	
5	H21. 4. 17 H21. 4. 28	H21. 4. 28	12	法人	市外	平成21年1月1日から平成21年3月31日までに確認のあった「建築計画概要書」の2面（最後まで）・3面。 （可能であれば、電磁的記録の交付を希望）	平成21年1月1日から平成21年3月31日までに確認のあった「建築計画概要書」の2面（最後まで）・3面。	一部開示 (個人情報 7条①)	個人の氏 名、個人の 印、建築士 登録番号	3,760	市長	都市建設 部建築指 導課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
6	H21.4.24	H21.5.8	15	法人	市外	平成21年度指定ごみ袋 ・入札参加業者 ・落札業者 ・落札価格 ・入札仕様書	平成21年度指定ごみ袋 ・入札参加業者 ・落札業者 ・落札価格 ・入札仕様書	全部開示		150	市民環境部 清掃事業課	市長	
7	H21.5.1	H21.5.12	12	個人	市内	平成21年度帯広労働団体系に係る連合北海道帯広地区連合会及び帯広地区労働組合総連合の補助金等交付申請書及び収支予算書	平成21年度帯広労働団体系に係る連合北海道帯広地区連合会及び帯広地区労働組合総連合の補助金等交付申請書及び収支予算書	全部開示		120	商工観光部 工業労政課	市長	
8	H21.5.18	H21.5.21	4	法人	市外	平成21年1月1日から平成21年3月31日までに付定のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	平成21年1月1日から平成21年3月31日までに付定のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	一部開示(個人情報7条①)	個人の氏名	260	市民環境部 戸籍住民課	市長	
9	H21.6.1	H21.6.11	11	個人	市内	①09年度ばんえい競馬運営委託契約書(市とOPBW) ②09年度帯広競馬場賃貸契約書(市と農協連)	平成21年度の競馬事務委託に関するオッズパーク・ばんえいマネジメンとの契約書 ・平成21年度の帯広競馬場および付帯施設の賃貸借契約書	一部開示(個人情報7条①)	個人の氏名	240	農政部 ばんえい振興室	市長	
10	H21.6.19	H21.6.19	1	個人	市内	平成21年6月18日付 緊急検査報告書(昇降機)	平成21年6月18日付 緊急検査報告書(昇降機)	一部開示(個人情報7条①)	個人の氏名、個人の印	50	都市建設部 建築指導課	市長	
11	H21.6.25	H21.7.1	7	個人	市内	帯広空港ターミナル側の ・定款 ・役員名簿 ・役員報酬表 ・出資割合の表 ・直近の総会資料	帯広空港ターミナル側の ・定款 ・役員名簿 ・役員報酬表 ・出資割合の表 ・直近の総会資料	一部開示(法人情報7条②)	株主の名称 役員報酬表 (不存在)	320	商工観光部 空港事務所	市長	
12	H21.6.29	H21.7.1	3	個人	市内	藤丸8F市民活動交流センターの賃貸借契約書	藤丸8F市民活動交流センターの賃貸借契約書	全部開示		60	商工観光部 商業まちづくり課	市長	

No.	受付日	決定 期間 (日)	請求者 区分	請求者 住所区 分	公文書の名称又は内容		決定の内 容(非開 示等の理 由)	非開示部分 の概要	費用 (円)	実施機 関	担当部課	備考
					(請求内容)	(開示内容)						
13	H21.7.6 H21.7.7	2	法人	市外	平成21年4月1日から平成21年6月30日までに都市計画法に基づき開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位地図・給排水計画図。 ※変更許可も含む ※参考資料参照	平成21年4月1日から平成21年6月30日までに都市計画法に基づき開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位地図・給排水計画図。 ※変更許可も含む ※参考資料参照	非開示(不在)		市長	都市建設部都市計画課		
14	H21.7.17 H21.7.24	8	法人	市外	平成21年4月1日から平成21年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面(最後まで)・3面。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望。)	平成21年4月1日から平成21年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面(最後まで)・3面。	個人の名、個人の名、個人の氏印、建築士登録番号	6,850	市長	都市建設部建築指導課		
15	H21.7.21 H21.7.24	4	個人	市内	道路位置指定図 指定番号 第54-20号 昭和54年12月25日	道路位置指定図 指定番号 第54-20号 昭和54年12月25日	個人の名、住所	20	市長	都市建設部建築指導課		
16	H21.8.14 H21.8.28	15	個人	市内	2009年4月1日から8月14日までに開催された、ばんえい競馬複合施設化検討会議の議事録(電磁的文書を含む)及び会議中、会議の前後に配付されたすべての資料	平成21年4月1日から8月14日までに開催された、帯広競馬場複合施設化検討会議の議事録及び配布資料	議事録	70	市長	農政部ばんえい振興室		
17	H21.8.14 H21.8.28	15	個人	市内	2009年4月1日から8月14日までに開催された、庁内会議のうち、ばんえい競馬の複合施設化に関して、報告、または検討した場合、その議事録(電磁的文書を含む)及び配布資料のすべて	平成21年4月1日から8月14日までに開催された庁内会議のうち、帯広競馬場施設複合化に関する会議の議事録及び配布資料	議事録、打ち合わせ報告書、事業提案募集要項	600	市長	農政部ばんえい振興室		
18	H21.8.20 H21.8.21	2	個人	市内	帯広市東9条南4丁目5-71地先を撮影した写真	帯広市東9条南4丁目5-71地先を撮影した写真	全部開示	40	市長	都市建設部建築指導課		

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
19	H21.8.26	H21.9.1	7	法人	市内	2009年8月12日に開かれた帯広市教委会議の中学校歴史教科書採択にかかわる部分の会議録	2009年8月12日に開かれた帯広市教委会議の中学校歴史教科書採択にかかわる部分の会議録	全部開示		150	教育委員会	学校教育部 企画総務課	
20	H21.9.7	H21.9.15	9	法人	市外	平成21年4月1日から平成21年6月30日までに届出のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	平成21年4月1日から平成21年6月30日までに届出のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	一部開示 (個人情報 7条①)	個人の氏名	680	市長	市民環境部 戸籍住民課	
21	H21.9.8	H21.10.7	30	個人	市内	2009年7月21日から9月8日までの間、東京事務所職員の神田亜紀志さんが送受信したすべての電子メール	2009年7月21日から9月8日までの間、東京事務所職員の神田亜紀志さんが送受信したすべての電子メール	一部開示 (個人情報 7条①)	個人の氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、疾病に関する記述等	10,330	市長	政策推進部 東京事務所	
22	H21.9.8	H21.9.18	11	個人	市内	帯広市が公費で利用料金を負担している携帯電話がある場合、その電話番号、携帯電話を通常所持している人物名、利用料金を支払っている相手と通常所持している人物名が違う場合は利用料金を支払っている相手、が分かる一切の文書(資料を含む)。	帯広市が公費で利用料金を負担している携帯電話がある場合、その電話番号、携帯電話を通常所持している人物名、利用料金を支払っている相手と通常所持している人物名が違う場合は利用料金を支払っている相手、が分かる一切の文書(資料を含む)。	全部開示		1,550	市長	総務部 行政推進室	
23	H21.9.8	H21.9.18	11	個人	市内	2009年1月1日から9月8日までの間、帯広市が市職員を懲戒処分したことがある場合、その処分内容、処分日、処分理由、役職が分かる一切の文書(資料を含む)。	2009年1月1日から9月8日までの間、帯広市が市職員を懲戒処分したことがある場合、その処分内容、処分日、処分理由、役職が分かる一切の文書(資料を含む)。	一部開示 (個人情報 7条①)	個人の氏名、所属		市長	総務部 職員課	
24	H21.9.8	H21.9.18	11	個人	市内	2009年7月1日から9月8日までの間、道見英徳副市長が出張したことがあつた場合、出張の目的、出張先の住所及び電話番号、出張によって行った公務の内容が特定できる一切の文書(資料を含む)。	2009年7月1日から9月8日までの間、道見英徳副市長が出張したことがあつた場合、出張の目的、出張先の住所及び電話番号、出張によって行った公務の内容が特定できる一切の文書(資料を含む)。	一部開示 (個人情報 7条①)	個人の氏名		市長	政策推進部 秘書課	



No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
25	H21.9.8 H21.9.18	H21.9.18	11	個人	市内	2009年7月1日から9月8日までの間、砂川敏文市長が送受信したすべての電子メール。	2009年7月1日から9月8日までの間、砂川敏文市長が送受信したすべての電子メール。	非開示(不存在)			市長	政策推進部秘書課	
26	H21.9.8 H21.9.18	H21.9.18	11	個人	市内	2009年7月1日から9月8日までの間、砂川敏文市長が通院もしくは入院した病院名、その所在地が分かる一切の文書(資料を含む)。	2009年7月1日から9月8日までの間、砂川敏文市長が通院もしくは入院した病院名、その所在地が分かる一切の文書(資料を含む)。	一部開示(個人情報7条①)	個人名など個人が特定できる項目		市長	政策推進部秘書課	
27	H21.9.8 H21.9.18	H21.9.18	11	個人	市内	2009年8月18日から8月26日までの間、砂川敏文市長が滞在した場所の所在地、電話番号、滞在先物件の所有者が分かる一切の文書(資料を含む)。	2009年8月18日から8月26日までの間、砂川敏文市長が滞在した場所の所在地、電話番号、滞在先物件の所有者が分かる一切の文書(資料を含む)。	全部開示			市長	政策推進部秘書課	
28	H21.9.8 H21.9.18	H21.9.18	11	個人	市内	2009年8月26日から9月8日の間、砂川敏文市長が行った公務や政務の内容が分かる文書	2009年8月26日から9月8日の間、砂川敏文市長が行った公務や政務の内容が分かる文書	一部開示(個人情報7条①)	個人の携帯電話番号		市長	政策推進部秘書課	
29	H21.9.8 H21.9.18	H21.9.18	11	個人	市内	2009年7月1日から9月8日までの間、林伸英秘書担当企画監が出張したことがあがる場合、出張の目的、出張先の住所及び電話番号、出張によって行なった公務の内容が特定できる一切の文書(資料を含む)。	2009年7月1日から9月8日までの間、林伸英秘書担当企画監が出張したことがあがる場合、出張の目的、出張先の住所及び電話番号、出張によって行なった公務の内容が特定できる一切の文書(資料を含む)。	一部開示(個人情報7条①②)	個人名など個人が特定できる項目、寄付団体の名称等		市長	政策推進部秘書課	
30	H21.9.8 H21.9.18	H21.9.18	11	個人	市内	2009年7月1日から9月8日までの間、河合正廣副市長が出張したことがあがる場合、出張の目的、出張先の住所及び電話番号、出張によって行なった公務の内容が特定できる一切の文書(資料を含む)。	2009年7月1日から9月8日までの間、河合正廣副市長が出張したことがあがる場合、出張の目的、出張先の住所及び電話番号、出張によって行なった公務の内容が特定できる一切の文書(資料を含む)。	一部開示(個人情報7条①)	個人名及び個人の携帯電話番号		市長	政策推進部秘書課	

No.	受付日	決定 期 間 (日)	請求者 区分	請求者 住所区 分	公文書の名 称又は内容		決定の内 容(非開 示等の理 由)	非開示部分 の概要	費用 (円)	実施機 関	担当部課	備考
					(請求内容)	(開示内容)						
31	H21.9.8 H21.9.18	11	個人	市内	1999年1月1日から2009年9月8日まで の間、帯広市が本来受領すべき固定 資産税を受領していない場合(事後 に受領した分は含まない)、当該の 固定資産税の額、当該資産の内容、 当該資産の所有者、当該資産の所在 地が分かる一切の文書(資料を含ま ず)。ただし、個人所有の固定資産 は除く。	1999年1月1日から2009年9月8日まで の間、帯広市が本来受領すべき固定 資産税を受領していない場合(事後 に受領した分は含まない)、当該の 固定資産税の額、当該資産の内容、 当該資産の所有者、当該資産の所在 地が分かる一切の文書(資料を含ま ず)。ただし、個人所有の固定資産 は除く。	非開示(法 人情報 7 条②)	帯広市情報 公開条例第7 条第2号及び 第6号	190	市長	総務部資 産課	
32	H21.9.15 H21.9.18	4	個人	市内	21年度教科書採択に関する教育委員 会議事録	21年度教科書採択に関する教育委員 会議事録	全部開示		190	教育委 員会	学校教育 部 企画総務 課	
33	H21.9.24 H21.10.8	15	法人	市外	下水道法の特定事業場(排水先が下 水)に係る ・事業場名 ・事業場所在地 ・日量排水量 の一覧	下水道法の特定事業場(排水先が下 水)に係る ・事業場名 ・事業場所在地 ・日量排水量 の一覧	全部開示		50	公営企 業管理 者	上下水道 部 総務課	
34	H21.9.28 H21.10.8	11	個人	市内	帯広市から太陽園への金銭の流れの 分かるもの。(平成19、20、21年 度)	帯広市から太陽園への金銭の流れの 分かるもの。(平成19、20、21年 度)	全部開示			市長	保健福祉 部 高齢者福 祉課	

No.	受付日	決定日	決定 期間 (日)	請求者 区分	請求者 住所区 分	公文書の名称又は内容		決定の内 容(非開 示等の理 由)	非開示部分 の概要	費用 (円)	実施機 関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
35	H21.10.5 H21.10.9	H21.10.9	5	法人	市外	平成21年7月1日から平成21年9月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位地図・給排水計画図。 ※変更許可も含む ※※参考資料参照	平成21年7月1日から平成21年9月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位地図・給排水計画図。 ※変更許可も含む ※※参考資料参照	一部開示 (個人情報 7条①)	個人の氏名	40	市長	都市建設 部都市計 画課	
36	H21.10.8 H21.10.21	H21.10.21	14	法人	市外	『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』 下記施設の建築にかかる地盤調査報告書のうち、調査位置図、土層断面図、ボーリング柱状図(森の里小学校、緑園中学校)	下記施設の建築にかかる地盤調査報告書のうち、調査位置図、土層断面図、ボーリング柱状図(森の里小学校、緑園中学校)	一部開示 (個人情報 7条①)	個人の氏 名、個人の 印	70	教育委 員会	学校教育 部企画総 務課	
37	H21.10.9 H21.10.21	H21.10.21	13	個人	市内	2004年10月1日から2009年9月30日までの間、帯広市が所有するドコモの携帯電話でたまったドコモポイントを利用したことがある場合、その利用実績がわかる一切の文書及び資料	2004年10月1日から2009年9月30日までの間、帯広市が所有するドコモの携帯電話でたまったドコモポイントを利用したことがある場合、その利用実績がわかる一切の文書及び資料	一部開示 (個人情報 7条①)	個人の氏名	720	市長	総務部行 政推進室	
38	H21.10.13 H21.10.21	H21.10.21	9	法人	市外	下記施設の建築にかかる地盤調査報告書のうち、調査位置図、土層断面図、ボーリング柱状図(明和小学校、若葉小、西陵中、帯広第5中、帯広第8中)	下記施設の建築にかかる地盤調査報告書のうち、調査位置図、土層断面図、ボーリング柱状図(明和小学校、若葉小、西陵中、帯広第5中、帯広第8中)	一部開示 (個人情報 7条①)	個人の氏 名、個人の 印、(不存 分在)	120	教育委 員会	学校教育 部企画総 務課	
39-1	H21.10.14 H21.10.28	H21.10.28	15	個人	市内	2009年10月8日から9日にかけて行われた、中川昭一元財務・金融担当相の葬儀に関連し、市が公費負担した金額及びその内訳(何に使ったか)が分かる一切の文書。旅費、宿泊費、交際費を含む。	2009年10月8日から9日にかけて行われた、中川昭一元財務・金融担当相の葬儀に関連し、市が公費負担した金額及びその内訳(何に使ったか)が分かる一切の文書。旅費、宿泊費、交際費を含む。	全部開示		190	市長	政策推進 部秘書課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
39-2	H21.10.14 H21.10.28		15	個人	市内	2009年10月8日から9日にかけて行われた、中川昭一元財務・金融担当相の葬儀に關連し、市が公費負担した金額及びその内訳(何に使ったか)が分かる一切の文書。旅費、宿泊費、交際費を含む。	2009年10月8日から9日にかけて行われた、中川昭一元財務・金融担当相の葬儀に關連し、市が公費負担した金額及びその内訳(何に使ったか)が分かる一切の文書。旅費、宿泊費、交際費を含む。	全部開示		150	議会	議事事務局総務課	
40	H21.10.16 H21.10.27		12	個人	市内	ばんえい競馬関連資料のうちOPBMへの運営委託をしない場合の市単独運営に關する検討資料(試算など)	ばんえい競馬関連資料のうちOPBMへの運営委託をしない場合の市単独運営に關する検討資料(試算など)	全部開示		10	市長	農政部 ばんえい 振興室	
41	H21.10.19 H21.10.26		8	法人	市外	平成21年7月1日から平成21年9月30日までに確認のあった「建築計画概要書」の2面(最後まで)・3面。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望)	平成21年7月1日から平成21年9月30日までに確認のあった「建築計画概要書」の2面(最後まで)・3面。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望)	一部開示 (個人情報 7条①)	個人の氏名、個人の印、建築士登録番号	5,710	市長	都市建設部 建築指導課	
42	H21.11.13			個人	市内	帯広市競馬場複合施設公募の事業プレゼンテーションの選考委員会に於いて各委員の評価内容が分かるもの					市長	商工観光部 観光課	
43	H21.11.26 H21.11.30		5	法人	市外	平成21年7月1日から平成21年9月30日までに付定のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	平成21年7月1日から平成21年9月30日までに付定のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	一部開示 (個人情報 7条①)	個人の氏名	500	市長	市民環境部 戸籍住民課	
44	H21.11.26 H21.12.10		15	個人	市内	「財政健全化判断比率」の基礎データ H17~H20年度	「財政健全化判断比率」の基礎データ H17~H20年度	全部開示		3,440	市長	政策推進部 財政課	
45	H21.11.30 H21.12.14		15	個人	市内	11月上旬の帯広競馬場事業者プレゼンテーションに当たった際の評価基準と、事業者予定者を選ばれなかった残り2社の提案のうち、市への財政支援朝額	11月上旬の帯広競馬場事業者プレゼンテーションに当たった際の評価基準と、事業者予定者を選ばれなかった残り2社の提案のうち、市への財政支援朝額	一部開示 (法人情報 7条②)	財政支援朝額については営業販売活動に關する情報等に該当	40	市長	商工観光部 観光課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
46	H21.12.10	H21.12.24	15	個人	市内	消費税の申告の状況調査(関連表)平成元年度～今年度申告分まで	消費税の申告の状況調査(関連表)平成元年度～今年度申告分まで ※平成10年度以降開示	一部開示(不存在)	平成元年度から平成9年度分	110	市長	政策推進部 財政課	
47	H21.12.10	H21.12.24	15	個人	市内	消費税申告書及び関連資料 H16年～H20年まで	消費税申告書及び関連資料 H16年～H20年まで	全部開示			公営企業 管理者	上下水道部 総務課	
48-1	H22.1.4	H22.1.18	15	個人	市内	帯広競馬場の複合施設化について、 ①2008年11月6日の事業者ブレゼンの議事録 ②事業予定者決定から2008年12月11日の議審までに行われた、街制作室との事業計画変更に係る会議の議事録及び電子メール等のやり取りの内容について(商工観光部、農政部) ③競馬場の複合施設整備について、市が助成を決めた庁議の議事録と日に ④複合施設の所有権について、民間事業者のものをとすることを決めた理由を示す文書又は庁議における議論経過と議事録 ⑤帯広競馬場に複合施設を整備すると決定した庁議の日にと競馬場の土地が民間事業者に対して、競馬場の土地がまた借しになることへの庁議等の議事録	③競馬場の複合施設整備について、市が助成を決めた庁議の議事録と日に ④複合施設の所有権について、民間事業者のものをとすることを決めた理由を示す文書又は庁議における議論経過と議事録 ⑤帯広競馬場に複合施設を整備すると決定した庁議の日にと競馬場の土地が民間事業者に対して、競馬場の土地がまた借しになることへの庁議等の議事録	非開示(不存在)			市長	政策推進部 政策課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
48-2	H22.1.4	H22.1.18	15	個人	市内	<p>帯広競馬場の複合施設化について、</p> <p>①2008年11月6日の事業者ブレゼンの議事録</p> <p>②事業者決定者決定から2008年12月11日の議審までに行われた、街制作室との事業計画変更に係る会議の議事録及び電子メール等のやりとりの内容について(商工観光部、農政部)</p> <p>③競馬場の複合施設整備について、市が助成を決めた庁議の議事録と日にも</p> <p>④複合施設の所有権について、民間事業者のものとすることを決めた理由を示す文書又は庁議における議論経過と議事録</p> <p>⑤帯広競馬場に複合施設を整備すると決定した庁議の日にもと議事録</p> <p>⑥複合施設化に係る庁内会議及び検討委員会の議事録</p> <p>⑦民間事業者に対して、競馬場の土地がまた借しになることへの庁議等の議事録</p>	<p>①2008年11月6日の事業者ブレゼンの議事録</p> <p>②事業者決定者決定から2008年12月11日の議審までに行われた、街制作室との事業計画変更に係る会議の議事録及び電子メール等のやりとりの内容について(商工観光部、農政部)</p> <p>④複合施設の所有権について、民間事業者のものとすることを決めた理由を示す文書又は庁議における議論経過と議事録</p> <p>⑥複合施設化に係る庁内会議及び検討委員会の議事録</p>	一部開示(個人情報7条①)	<p>・個人の氏名、個人アドレス、法人名</p> <p>・事業計画変更に係る会議の議事録及び電子メールの添付ファイル</p> <p>については現在も事業内容等について検討、協議中の事項であり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものと認められるもの。農政部分については公文書不存在</p> <p>・④については公文書不存在</p>	180	市長	商工観光部 観光課	
49	H22.1.7	H22.1.12	6	法人	市外	<p>平成21年10月1日から平成21年12月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位地図・給排水計画図。</p> <p>※変更許可も含む ※参考資料参照</p> <p>『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』</p>	<p>平成21年10月1日から平成21年12月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位地図・給排水計画図。</p> <p>※変更許可も含む ※参考資料参照</p>	一部開示(個人情報7条①)	個人の氏名	40	市長	都市建設部 都市計画課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
50	H22.1.12	H22.1.13	2	個人	市内	変確18年3月14日0105号建築計画概要書1, 2, 3面	変確18年3月14日0105号建築計画概要書1, 2, 3面	一部開示(個人情報7条①)	個人に関する住所、氏名、資格登録番号	40	市長	都市建設部建築指導課	
51	H22.1.14	H22.1.20	7	法人	市外	平成21年10月1日から平成21年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面(最後まで)・3面。(可能であれば、電磁的記録の交付を希望)	平成21年10月1日から平成21年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面(最後まで)・3面。	一部開示(個人情報7条①)	個人の名、個人の印、建築士登録番号	6,320	市長	都市建設部建築指導課	
52	H22.1.15	H22.1.21	7	法人	市外	帯広市立栄小学校の建築にかかるとの地盤調査報告書のうち、調査位置図、土層断面図、ボーリング柱状図	帯広市立栄小学校の建築にかかるとの地盤調査報告書のうち、調査位置図、土層断面図、ボーリング柱状図	全部開示		60	教育委員会	学校教育企画総務課	
53-1	H22.2.1	H22.2.15	15	個人	市内	競馬場複合施設にかかわる「庁議」「庁内関係部局会議」を含む庁内打ち合わせ、検討、協議、関係先との打ち合わせ、問い合わせ対応など、記録(対象期間2009年3月～2010年1月)	競馬場複合施設にかかわる「庁議」「庁内関係部局会議」を含む庁内打ち合わせ、検討、協議、関係先との打ち合わせ、問い合わせ対応など、記録(対象期間2009年3月～2010年1月)(うち、「庁議」分)	非開示(不存在)			市長	政策推進部政策室	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
53-2	H22.2.1		15	個人	市内	競馬場複合施設にかかわる「庁議」「庁内関係部局会議」を含む庁内打ち合わせ、検討、協議、関係先との打ち合わせ、問い合わせ対応など、記録(対象期間2009年3月～2010年1月)	競馬場複合施設にかかわる「庁議」「庁内関係部局会議」を含む庁内打ち合わせ、検討、協議、関係先との打ち合わせ、問い合わせ対応など、記録(対象期間2009年3月～2010年1月)	一部開示(個人情報7条①)	・個人の氏名、法人名との関係先との打ち合わせ、事業計画変更及び土地協議に係る会議の議事録について現も事業内容等について検討、協議中の事項であり、率直な意見の交換若しくは意思決定が中立性が不当に損なわれるおそれがあることを認められるもの	170	市長	商工観光部 観光課	
54	H22.3.1	H22.3.5	5	法人	市外	平成21年10月1日から平成21年12月31日までに付定のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	平成21年7月1日から平成21年9月30日までに付定のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	一部開示(個人情報7条①)	個人の氏名	400	市長	市民環境部 戸籍住民課	
55	H22.3.15	H22.3.23	9	個人	市内	平成7年3月完工 鈴木商事(株) (仮)ファミリー鈴木 賃貸マンション 確認申請書類一式	平成6年3月23日第1459号 建築計画概要書	一部開示(個人情報7条①)	個人の氏名	20	市長	都市建設部 建築指導課	



V 平成21年度情報提供による公文書複写一覧

資料5

No.	受付日	決定日	複写した公文書の名称又は内容	費用(円)	担当部課	備考
1	H21.10.1	H21.10.1	今年度、教科書採択議事録	190	学校教育部 企画総務課	平成21年9月15日の公文書開示請求と同じ内容のため、複写請求で開示。
2	H21.10.19	H21.10.19	2009年8月12日に開かれた帯広市教育委員会会議の中学校歴史教科書採択にかかわる部分の会議録	150	学校教育部 企画総務課	平成21年8月26日の公文書開示請求と同じ内容のため、複写請求で開示。

平成21年度個人情報開示請求内容一覧

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
1	H21.9.18	H21.9.28	11	市内	本人	〇〇〇〇の医療機関への受診歴と自己負担額(全部)	〇〇〇〇の医療機関への受診歴と自己負担額(帯広市国保加入期間全部)	全部開示		350	市長	市民環境部 国保課	
2	H21.9.18			市内	本人	〇〇〇〇の医療機関への通院、入院、退院の日付	〇〇〇〇の医療機関への通院、入院、退院の日付				市長	市民環境部 国保課	
3	H21.9.18	H21.9.28	11	市内	本人	〇〇〇〇の月毎の、及び事業所毎の介護保険サービス利用、自己負担額(回数又は回数)。介護保険料の納付額	〇〇〇〇の月毎の、及び事業所毎の介護保険サービス利用、自己負担額(回数又は回数)。介護保険料の納付額	全部開示		90	市長	保健福祉部 介護保険課	
4	H21.9.18	H21.10.2	15	市内	本人	〇〇〇〇の平成14年5月から平成19年8月までの高齢者福祉サービスの内容項目がわかるもの	〇〇〇〇の平成14年5月から平成19年8月までの高齢者福祉サービスの内容項目がわかるもの	一部開示(他の個人情報17条②)	開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報	20	市長	保健福祉部 高齢者福祉課	
5	H21.9.18	H21.10.2	15	市内	本人	〇〇〇〇の平成14年5月から平成19年8月までの障害者福祉サービスの内容項目がわかるもの	〇〇〇〇に係る障害者福祉サービス受給の内容・項目がわかる書類	非開示(公文書不存)			市長	保健福祉部 障害者福祉課	
6	H21.9.30	H21.10.14	15	市内	本人	2009年4月1日から2009年9月30日迄の間に、当請求者である〇〇〇〇の住民票又は戸籍関係の証明書等を取得した者が提出又は示した請求書等	2009年4月1日から2009年9月30日迄の間に、当請求者である〇〇〇〇の住民票又は戸籍関係の証明書等を取得した者が提出又は示した請求書等	全部開示		20	市長	市民環境部 戸籍住民課	
7	H21.12.1	H21.12.15	15	市内	本人	平成20年4月1日から平成21年11月30日まで、〇〇〇〇の住民票・戸籍の閲覧状況のわかるもの	平成20年4月1日から平成21年11月30日まで、〇〇〇〇の住民票・戸籍の閲覧状況のわかるもの	一部開示(他の個人情報17条②)	開示請求者以外の個人情報等		市長	市民環境部 戸籍住民課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者区分	公文書の名称又は内容		決定の内容 容(非開示 等の理由)	非開示部分 の概要	費用 (円)	実施機 関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
8	H22. 1. 12	H22. 1. 13	2	市内	本人	建築苦情・住宅相談等受付処 理経過票 平成19年9月28日 13時00分受付	建築苦情・住宅相談等受付処 理経過票 平成19年9月28日 13時00分受付	全部開示		10	都市建設 部 建築指導 課		
9	H22. 1. 28	H22. 2. 1	5	市内	本人	平成22年1月4日午後7時20分 頃、帯広市西18条南3丁目27 番地先路上で発生した道路陥 没により発生した事故に關す る調査・附属資料(支払をし ない)と決定した根拠となるも の)	平成22年1月4日午後7時20分 頃、帯広市西18条南3丁目27 番地先路上で発生した道路陥 没により発生した事故に關す る調査・附属資料(支払をし ない)と決定した根拠となるも の)	一部開示 (他の個人 情報 17条 ②)	開示請求者 以外の氏名	130	都市建設 部 管理課		
10	H22. 2. 18	H22. 2. 19	2	市内	本人	昭和39年8月6日付、帯広市長 吉村博と〇〇〇〇の間で締結 された分譲住宅譲渡契約書及 び関連資料	昭和39年8月6日付、帯広市長 吉村博と〇〇〇〇の間で締結 された分譲住宅譲渡契約書及 び関連資料	一部開示 (他の個人 情報 17条 ②)	開示請求者 以外の氏 名、分譲住 宅の契約金 額等	50	都市建設 部 住宅課		
11	H22. 3. 10	H22. 3. 19	10	市内	本人	保護課の平成22年1月13日の4 者協議の内容	保護課の平成22年1月13日の4 者協議の内容	一部開示 (他の個人 情報 17条 ②)	個人の氏名 及びその他 の記述		保健福祉 部 保護課		

# おびひろ避難支援プラン (全体計画) 概要版

## 第1章 総則

- ◆ 策定の目的  
災害時に自ら避難することが難しい高齢者、障害者など「災害時要援護者」といわれる方の避難支援対策を市や地域、関係機関などが協力して進めるために、このプランをつくります。
- ◆ 策定の考え方  
避難支援プランは、計画策定の考え方や推進方法などを定めた、この「全体計画」と、今後作成する要援護者一人ひとりの具体的な避難支援方法を定めた「個別計画」により構成します。

「災害時要援護者」とは  
原則として、在宅の方で、自分の力で避難することが困難であり、他人の協力が不可欠なすべての方を対象とします。市では、次の方々を優先的に把握を進める対象者（以下「優先把握対象者」という。）とします。

- ① 「ひとり暮らし高齢者」に登録されている方
- ② 身体障害者で、障害の程度が1級又は2級の方
- ③ 介護保険法の要介護認定が、3、4、5の方
- ④ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方



◆ 推進体制は  
要援護者一人ひとりに関する支援方法については、各地域でつくる「個別計画作成協議会」において、個別計画を作成します。

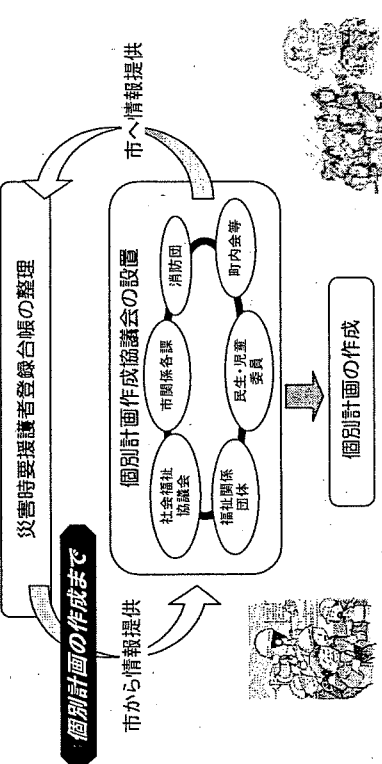
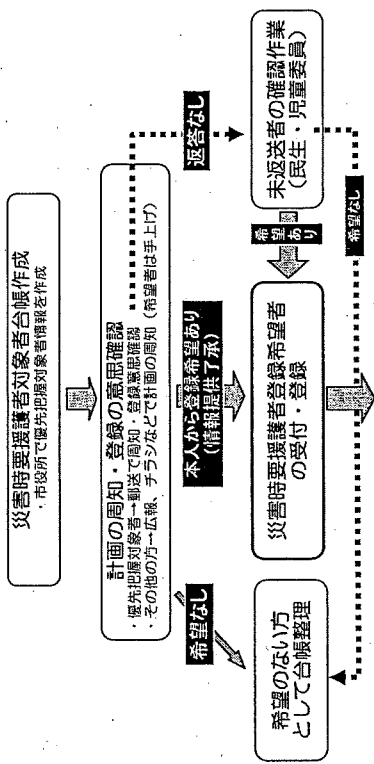


## 第2章 平常時の対策

◆ 情報収集など個別計画作成の進め方  
個別計画作成協議会で、個別計画を作成します。  
協議会の構成メンバーは、おおむね次の方々を予定しています。

- 市関係課 ●関係機関（民生・児童委員連盟、社会福祉協議会）
- 消防団 ●地域団体（地区連合町内会、自主防災組織、単位町内会）など

◆ 災害時要援護者情報の把握  
災害時要援護者登録まで  
市役所で優先把握対象者情報を作成



- ◆ 情報の管理・更新・・・細心の注意、定期的な情報更新
- ◆ 情報伝達体制の整備・・・必要な情報伝達のための体制整備
- ◆ 避難施設の確保・・・「福祉避難所」の指定
- ◆ 普及・啓発など・・・日頃からの意識啓発と訓練の実施など

## 第3章 災害発生時の対応

- ◆ 避難情報などの伝達・避難誘導・安否確認  
災害発生時は、事前に決めた伝達体制で、すばやく、確実に避難情報などを伝達します。  
個別計画で定めた地域支援者を中心に、要援護者の誘導を行います。  
安否が確認できない方は、消防・警察に救助や確認を依頼します。
- ◆ 避難所における支援など  
要援護者に配慮し、次のことを実施します。

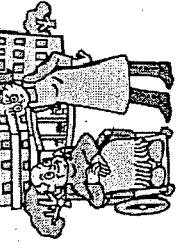
- 避難所の運営
- 物資・食糧の調達
- 情報の提供
- 相談窓口の設置
- 個別ニーズへの対応
- 医療班による巡回
- 心のケアなど



## 第4章 社会福祉施設などの対策

- ◆ 社会福祉施設などの対策  
社会福祉施設などに、防災対策の推進を働きかけます。
- ◆ 対策とする社会福祉施設など  
入院施設があり、医療法で定める病院、診療所、助産所  
社会福祉法で定める第1種、及び第2種社会福祉事業を  
行う施設など。

- ◆ 防災対策として進めること  
災害に備えた食糧・資器材の備蓄  
災害発生に備えた防災組織づくり  
要援護者の避難場所の確保  
防災教育・訓練の実施



# 地域のかで災害に強いまちづくりを！

～災害時要援護者避難支援計画～

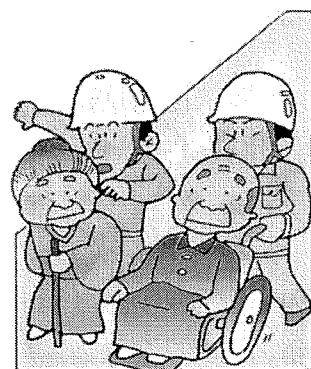
## 「おびひろ避難支援プラン」の概要について

帯広市は、災害時に「自力で避難することが困難な」高齢者や障害者などのみなさまに、安心・確実に避難していただくために、「おびひろ避難支援プラン」を策定しました。

このプランは、自助および地域の共助を基本とし、地域において情報伝達や避難誘導などの避難支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりをめざすものです。

### 『避難支援プラン』ってなに？

災害時や、災害発生のおそれがある場合に、一人では避難が難しく何らかの助けを必要とする人たちが、地域などから円滑に支援が受けられることができるよう、あらかじめ「災害時要援護者」として市に登録をしていただき、地域、関係団体などが協力して避難支援をおこなう計画です。



### 『災害時要援護者』ってだれのこと？

高齢者、障害を持つ方、乳幼児、妊産婦などが対象になりますが、市では、原則として、在宅の方で、避難することに支障があるすべての方を対象者とします。特に、次の①～⑤の方を、「優先把握対象者」と位置づけています。

- ① 市の「ひとり暮らし高齢者」に登録をされている方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、その程度が1級又は2級の方
- ③ 介護保険法の要介護認定が、3、4、5の方
- ④ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方



※ ①～⑤に該当しない方でも、避難することに支障がある、または不安がある方は、市に申請することで、災害時要援護者として登録できます。

### 登録するにはどうするの？

- 災害時要援護者として登録し支援を希望される方は、申請書に必要事項を記載のうえ市へ申請いただきます。（本人が申請書に記入・記載が困難な場合は、代理申請ができます。）
- 申請される方は、地域の支援者や支援団体などに、個人情報を提供してもよいというご本人の同意が必要になります。
- 上記①～⑤に該当する「優先把握対象者」は、市から直接文書を送付し、登録に関する意思確認をおこないます。
- 登録申請は、平成22年8月から受付開始を予定しています。

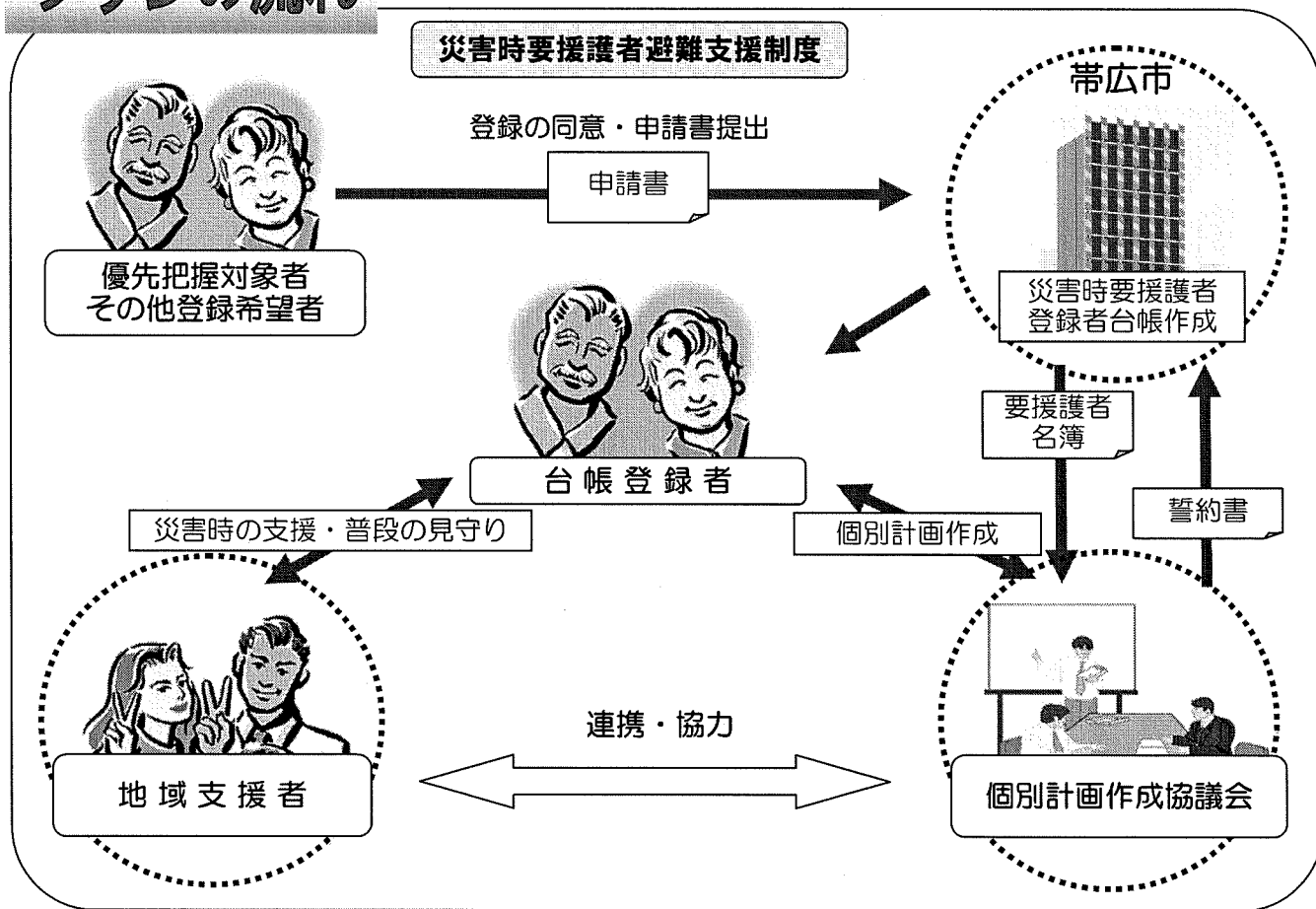
# 支援してくれる人は誰なの？

- いざというときに、すぐに支援できるよう、災害時要援護者の意向を踏まえて、協力の得られる近隣住民の方をお願いしたいと考えています。
- 災害時要援護者に登録したからといってすぐに支援者が決まるわけではありません。今後、各地域で「個別計画作成協議会」を立ち上げて協議され、支援者が決定されますのでご了承ください。
- 作成された個別計画は、地域の個別計画作成協議会や市で、情報を共有し、災害時に活用します。

# 個人情報を守られるの？

- 個人情報は、行政内及び支援団体において適正に管理するとともに、避難支援以外の目的には使用いたしません。

## プランの流れ



## 問い合わせ先

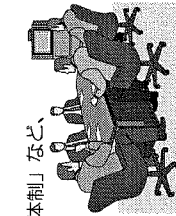
- おびひろ避難支援プランに関するお問い合わせは、下記までお願いします。

帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所総務部総務課（防災担当）

電話 65-4103（直通） FAX 23-0151  
E-mail ~ bousai@city.obihiro.hokkaido.jp

## 6 個別計画のづくり方

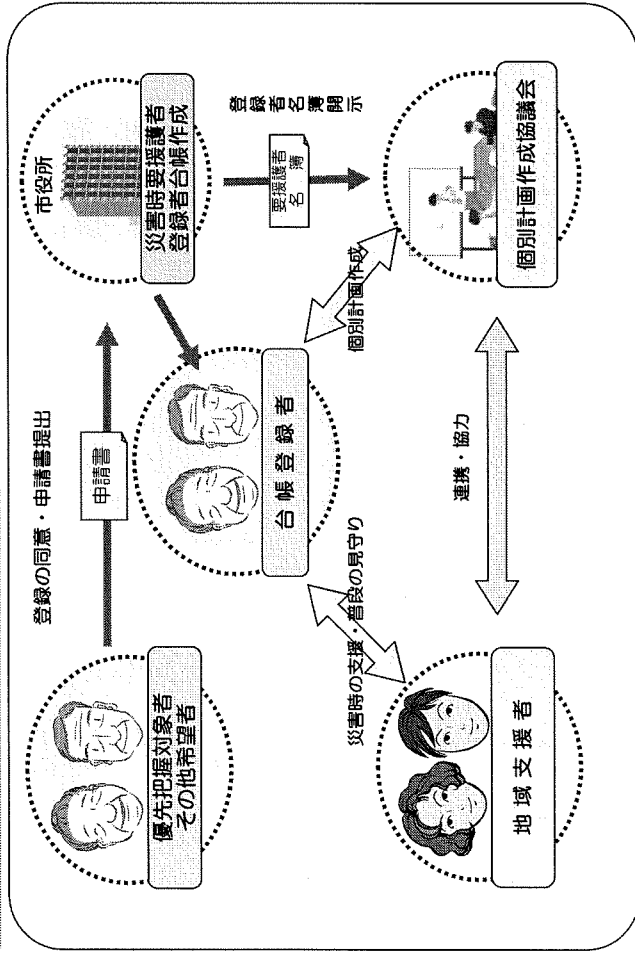
① 各地域ごとに個別計画作成協議会（以下「協議会」という。）を設置します。



- 市は、登録者の情報を協議会に提供します。
- 協議会では、情報をもちに要援護者を支援する「地域支援者」や「情報運体制」など、具体的な個別計画を作成します。
- 協議会のメンバーは、おおむね、次の方を想定しています。
  - ◆ 自主防災組織
  - ◆ 民生・児童委員
  - ◆ 地区連合町内会・町内会
  - ◆ 福祉関係団体
  - ◆ 社会福祉協議会
  - ◆ 市関係各課など

② 協議会で作成された個別計画は、市に提供いただき、いざという時に備えます。

## 7 制度の概要



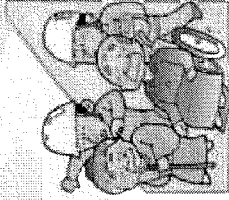
## お問い合わせ 帯広市総務部総務課・防災担当

住所：〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地  
 電話：（代表）24-4111（内線1230・1240）  
 （直通）65-4103（FAX）23-0151

E-mail : bousai@city.obihiro.hokkaido.jp

## 『おびひろ避難支援プラン』 避難することに支障がある方は

# 「災害時要援護者」



に登録をしましょう

### 1 はじめに

帯広市は、災害時に「自力で避難することが困難な」高齢者や障害者などのみなさまに、安心・確実に避難していただくため、「おびひろ避難支援プラン」を策定しました。  
 このプランは、自助および地域の共助を基本とし、地域において情報伝達や避難誘導などの避難支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりをめざすものです。

### 2 対象となるのは...

市では、原則として、在宅の方で、避難することに支障があるすべての方を対象者としています。また、下記の①～⑤の方を「優先把握対象者」と位置づけ、災害時要援護者として登録をすすめていきます。

- ① 市の「ひとり暮らし高齢者」に登録をされている方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、その程度が1級又は2級の方
- ③ 介護保険法の要介護認定が、3、4、5の方
- ④ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方



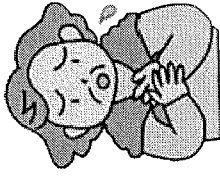
※ ①～⑤以外の方でも、避難することに支障がある方は、登録申請をすることができます。



帯広市  
Obihiro city

### よく知るQ&A

- Q 要援護者として登録をすれば、必ず助けてもらえるんですか？  
A 要援護者に登録したからといって必ず支援が受けられるとは限りません。今後、各地域で「個別計画作成協議会」を立ち上げて協議され、支援してくれる人が決まります。また、支援者も被災することがありますのでご了承ください。支援を希望された方も、常に「自分の命は自分で守る」という意識を持って、普段から積極的に支援者など周囲の方とコミュニケーションをとるよう心がけてください。



Q 要援護者に登録しないと助けてもらえないの？

A 災害発生時は、要援護者登録の有無にかかわらず、被災者の救助が優先されます。しかし、要援護者として登録したことで、地域の皆さんが、地域内の要援護者の安否確認や避難支援を速やかに行えると考えています。

### 3 要援護者登録のすすめ方

- 要援護者として登録し、支援を希望される方は「災害時要援護者登録申請書 兼 登録台帳」（以下「申請書」といふ。）に必要事項を記載し、市に提出してください。
- 申請される方は、地域の支援者や支援団体などに、個人の情報を提供してもらいたいという本人の同意が必要になります。
- 障害などの理由で、本人の申請への記入や申請が困難な場合は、配偶者、扶養義務者及び保護者により代理記載、代理申請ができます。

#### ① 優先把握対象者の登録について

- 市からご本人に直接郵送して登録の意思確認を行います。（郵送での確認は、平成22年度のみとなります。）
- 登録を希望する方は、「登録します。」に○印をつけ、申請書に必要事項を記載して返送してください。
- 登録を希望しない方は、「登録しません。」に○印をつけ、返送してください。
- 登録の意思確認ができない（返送がない）方は、後日、民生児童委員の方がご自宅に訪問し、意思確認を行いますので、ご了承ください。

#### ② その他の方の登録について

- その他の方で登録を希望される方は、市総務部総務課防災担当に「申請書」をご請求ください。
- 「申請書」は、市内のコミセン、川西支所、大正支所に用意されています。
- 「申請書」は、市のホームページからダウンロード可能です。
- 提出先は、市総務部総務課防災担当へ、郵送または持参してください。

### 4 申請書の書き方

① 登録を希望する方は、「申請書」に、必要事項を記載し返送してください。

② 登録を希望しない方は、「申請書」の記載が必要ありませんので、そのまま返送してください。

氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、居住即内会を記載してください

※携帯電話をお持ちの方は、災害時連絡時に役立ちますので必ず記載してください。

該当する項目にチェックしてください（複数チェック可能）

該当する項目にチェックしてください（複数チェック可能）

家族などの連絡先を記載してください。携帯電話をお持ちの方は、必ず記載してください。

登録いただいた個人情報、今後あなたの避難支援計画作成のため、関係団体等に提供することに同意ください。

申請は、本人記載が原則ですが、家族等の代理記載も可能です。その場合は、代理記載欄に記載し、必ず本人との関係を記載してください。

災害時要援護者登録申請書 兼 登録台帳（個別計画）

氏名	性別	年齢	住所	電話番号	居住即内会
〒 〇〇〇〇〇	市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号	〇〇-〇〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
性別	年齢	生年月日	年齢	性別	年齢
男	〇	〇〇年〇月〇日	〇	男	〇
女	〇	〇〇年〇月〇日	〇	女	〇
電話番号	居住即内会	電話番号	居住即内会	電話番号	居住即内会
(FAX) 〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇	(FAX) 〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇	(FAX) 〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇
(携帯) 〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇	(携帯) 〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇	(携帯) 〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇
川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。	川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。	川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。	川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。	川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。	川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。
川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。	川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。	川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。	川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。	川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。	川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。
川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。	川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。	川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。	川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。	川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。	川崎市総務部総務課防災担当宛に送付してください。送付先住所は、〒102-8587 東京都千代田区千代田1-1-1です。

Q 個人情報が悪用されたりしないか心配？

A 個別計画は、避難支援の目的にのみ利用いたします。その管理は、市及び支援団体において厳重に管理します。

Q 「個別計画」にある「地域支援者」とは？

A 要援護者の安否確認、避難所などへの避難誘導や介助、必要な情報の伝達などを行う方で、要援護者の意向を踏まえて、協力を得られる近隣住民の方をお願いしたいと考えています。

Q 「地域支援者」の責任は？重すぎないか？

A 災害時は、支援者も被災することがあります。日ごろからの良好な近所付き合いを心がけていただき、できる範囲での支援をお願いするもので、責任を負うものではありません。

